不利益処分の処分基準

処	分の内容	職権による保護の変更
根拠	処法令及び条項	生活保護法第25条第2項
所	管 部 課 係 名	総合福祉部生活支援課生活保護係
処		新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第1項
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	関係条項	
		【基準】
		 法第25条第2項の規定による。
		(職権による保護の開始及び変更)
		第二十五条
		2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、
分		保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権
		をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者
	基準	に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場
		合に準用する。
	(未設定の場	
	合はその理由)	
	1000000	
基		
±		
	参考事項	
<i>₹</i>		令和4年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
準	双处守牛月口	TTH + + 1 / 1 / 日